

四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示制度の見直し

平成15年12月24日
株式会社名古屋証券取引所

見直しの趣旨

当取引所では、昨今において我が国企業業績が短期間に大きく変動する事例が多く見られることを踏まえ、上場会社の経営成績・財政状態に係る有用な情報がより高い頻度で定期的の開示されることが適当との観点から、平成16年3月期決算に係る第1四半期より「四半期業績の概況」の開示を行うことを求めるなど、上場会社の四半期財務情報の開示の促進に向けた取組みを積極的に進めてきている。

この「四半期業績の概況」の開示は、四半期財務情報の開示の端緒として上場会社に売上高等の開示を求めているものであるが、投資者により有用な情報を提供するとともに、国際比較の観点から遜色のない四半期財務情報の開示制度を構築するため、より詳細な「四半期財務・業績の概況」の開示を求めることとし、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等について所要の改正を行うこととする。

見直しの概要

項目	内容	備考
四半期財務・業績の概況の開示	・上場会社は、「四半期業績の概況」の開示に代えて、第1四半期及び第3四半期における当該上場会社の企業集団（連結財務諸表非作成会社である場合は、当該上場会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を含む「四半期財務・業績の概況」を開示しなければならないものとする。	適時開示の実務上、売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本（純資産）並びに四半期財務情報の作成に当たっての基本的な考え方等の開示を求めることとする。 システム対応や子会社における対応等の必要がある上場会社についての実務上の準備期間を考慮し、施行日以後3年以内に開始する事業年度については、所要の経過措置を設けることとする。 セントレックスの上場会社については、現行どおり。

見直しの時期

平成16年4月1日の施行を目途とし、平成17年3月期決算に係る第1四半期の開示から適用する。

以上